矢巾の福祉ふれあい弁当配食サービス事業実施要綱

（趣旨）

第１　この要綱は、矢巾町における高齢者、重度障害者等が安心して地域で暮らすことができるようにするため、手作りの弁当を自宅に届けることにより、健康づくりと安否の確認を行いながら在宅生活を支援することを目的とする。

（運営）

第２　この事業の運営は、社会福祉法人矢巾町社会福祉協議会（以下「社協」という。）が行う。

（対象者）

第３　この事業の対象者は、矢巾町に居住している 70 歳以上の一人暮らし老人及び高齢者のみの世帯並びに障害者のみの世帯で、食事づくりが困難な者とする。

（申請及び決定等）

第４　サービスを受けようとする者は、矢巾の福祉ふれあい弁当配食サービス利用申請書（様式第１号）を、社協会長に提出しなければならない。

２　前項の申請書の提出にあたっては、担当民生委員の証明を得た上で提出するものとする。

３　社協会長は、前項の申請を受けた時は、速やかに必要な調査を行い、利用の可否を決定し、矢巾の福祉ふれあい弁当配食サービス利用決定（却下）通知書（様式第２号）により申請者に通知するものとする。

（実施日及び利用時間）

第５　サービスの提供は、原則として毎月２回（第２月曜日、最終月曜日）夕食サービスとし、予定日が休日等にあたった場合は休止とする。

（利用料）

第６　サービスの利用にかかる料金は１食 200 円とする。

（配達）

第７　弁当の配達にあたっては、できるだけ地域のボランティアの協力を得て行う。

（補則）

第８　この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、社協会長が別に定める。

附則

この要綱は、平成 14 年４月１日から施行する。